

平成19年3月2日

法務室

各位

国税訴訟勝訴判決のお知らせ

当社は、平成10年度に係る税務更正処分に対する平成16年1月29日付東京国税不服審判所の裁決を不服として、平成16年4月27日、東京地方裁判所に対し、法人税更正処分取消訴訟を提起しておりましたところ、平成19年2月23日、同裁判所は、当社の主張をほぼ全面的に認め、当該更正処分を取り消す旨の判決が下されましたので、ご報告致します。

以上